

第116回社会保障審議会介護給付費分科会
第117回社会保障審議会介護給付費分科会

平成30年度同時改定に向けた
「今後の課題」から見えてくること

青木正人

株式会社ウエルビー
代表取締役
あおき・まさと●1978年、神戸大学経営学部卒業。福祉専門学校、高齢者福祉施設等の設立から運営を手がけるなど福祉関連事業の理論と現場に精通。介護福祉ビジネスの経営・人事労務・教育分野等のコンサルティングならびに自治体の福祉施設等のコンサルティングを展開



厚生労働省は、平成27年度介護報酬改定に向けての対応案をほぼ固めつつあります。昨年11月26日、12月19日と社会保障審議会介護給付費分科会を開催しましたが、特筆すべきは、12月の第117回分科会において平成30年度の診療報酬との同時改定を見据えた「今後の課題」が、具体的な提案とともに厚生労働省から示されたことです。

基準緩和を図ることで
地域の人的資源の
不足に対応

各サービスの提供に当たって遵守されるべき運営基準(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準)の内容は、地方公共団体の条例に委任されています。今後、運営基準の見直しに伴い、条例を改正する都合上、政府としては運営基準に関する事項をできるだけ早く整理しておく必要があります。

厚生労働省は11月26日に「運営基準等に関する事項」を議題とする

第116回社会保障審議会介護給付費分科会を開催し、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に関する事項について(案)」を示したのですが、ここにさまざまな基準緩和策が盛り込まれていました。

たとえば「訪問介護」について、「複数のサービス提供責任者が共同して利用者に関わる体制が構築されている場合や、利用者情報の共有などサービス提供責任者が行う業務の効率化が図られている場合には、サービス提供責任者の配置基準を「利用者50人に対して1人以上」に緩和する(介護予防も同



© kazoka303030 - Fotolia.com

様)としています。また「小規模多機能型居宅介護」や「複合型サービス」については、「登録定員を29人以下とする。あわせて、登録定員が26人以上29人以下の指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定

複合型サービス事業所)について、当該事業所の居間及び食堂を合計した面積が、「機能を十分に発揮し得る適当な広さが確保されている場合」には、「通い定員」を18人以下とすることを可能とする」と

いう案を示しています。

これらの基準緩和案について、「介護職員の負担が重くなり、人材確保が難しくなる」といった懸念を訴えている委員もいます。一方、高齢化に伴う利用者増加への対応や介護保険制度の持続可能性という観点から容認する委員もいました。

介護現場のご苦勞は理解しますが、多くの地域で介護の人的資源が不足しており、ますます逼迫していくことを考えれば、専従要件や配置基準の緩和を進め、地域の人材不足をカバーできるようにしていくかざるをえません。「労働強化につながる」という発想からの反対がありました。これに関しては、劣悪な労働条件にしている事業所が選ばれないようにする形で対応していくべきでしょう。

マイナス改定で
正しい方向に
誘導できるのか

12月19日の第117回分科会は、波乱含みのスタートとなりました。開催直前に、新聞紙上で「政府は、介護報酬を、来年度から引き下げの方針を固めた。財務省と厚生労働

省で下げ幅の調整が続いているが、2〜3%が軸になりそう」といった内容が報じられ、このことに対し、各職能団体・利用者団体から反発の声があがったのです。

なかには、「この分科会は介護の予算の枠について審議する場ではない」という立場をとる委員もいました。法令・制度上ではそのとおりだとしても、では、事業者はこのように重大なことについて、どこで意見を申し述べればよいのでしょうか。「公の場にはありませんので、個別に国会議員のもとに陳情に行ってください」というのもおかしな話です。関係者の声を政府にしっかりと届けられる機会が設けられるべきでしょう。

当然、事業者が経営合理化の努力は求められますが、新聞で報道されたように、「事業者の報酬は削減するが、介護職員の給与は増やす」ということを続けられれば、事業者の経営悪化から、かえって賞与等を削らざるを得なくなることも考えられます。事業者が、どこかを無理に削れば、結局、そのしわ寄せが利用者にもいきます。東京都奥多摩町長でもある河村文夫委員(全国町村会政務調査会

行政委員会委員)が「改定の費用が足りない特養のため、町が条例をつくり、3年にわたって支援している」と窮状を訴えましたが、実際、経営の苦しい特別養護老人ホームは少なくありません。

介護職員を多く雇い、手厚いサービスを行う社会福祉法人が苦しくなるような報酬改定がなされ、良貨が悪貨に駆逐されることがあつてはなりません。行政が報酬でコントロールして正しい方向に誘導しようとするのであれば、十把一からげのマイナス改定ではなく、良い経営を行っていることに対して加算する仕組みを追求していくべきです。もし、不適切な方法で内部留保をためこんでいるといった経営があるとするならば、その前提として実態の解明がなされるべきでしょう。

そのために大きな役割を担うのが職能団体です。専門家でなければわからないこと、机上では見えてこないことがたくさんあります。実態をより正しく反映する調査の実施とか、マネジメントの改善の促進などでリーダーシップを発揮していただきたいと思いま

厚労省の提示する
「今後の課題」は
大きな改革の第一弾

第117回分科会では、前回の議論を踏まえ、修正した案が示されましたが、あくまで微調整といったレベルでした。

着目すべきは、診療報酬との同時改定となる平成30年度改定を見据え、厚生労働省が「今後の課題」を提示したことです(20P資料参照)。列挙された「課題」から見えてくるのは、より機能を評価する方向、つまり、あるサービスの類型に対して、いくら支払うという形から、その高齢者のために何ができていのかを見る形に切り替えていくという意思です。

また同時改定に向け、医療と介護サービスのより一体的に提供できる体制が求められることになるはずだ。

委員の間からも、これを意識した発言が出ました。齋藤訓子委員(公益社団法人日本看護協会常任理事)は「医療ニーズの高い方々を看る介護施設に対しては、外部の医療サービスの導入など医療と介護の柔軟な連携・協働体制を可能

とする仕組みについて検討すること」を求め、武久洋三委員（一般社団法人日本慢性期医療協会会長）は「医療との関連では、30年の同時改定を見据えて、『時々入院・ほぼ在宅』を徹底するほうが医療費用・介護費用は適正化される」との見解を開陳しています。

この流れをしっかりと受け止めるとすれば、特別養護老人ホームの今後の姿として見えてくるのは、次の2つです。

一つは外付けのサービスを活用し、きちんとした医療が受けられることを強みにする。つまり、医療分を切り出して、サービス付き高齢者向け住宅に近い形になっていくこと。

もう一つは、医療の対応の充実を含め、地域への貢献を強めていく。たとえば、内部に診療所を持ち、地域医療に積極的に関与していく。在宅サービスと連携・一体化して地域の高齢者を支える。多く在職する専門家を生かし、地域の在宅医療・介護を支える施設になることです。

資料 厚生労働省が示した今後の課題

平成27年度介護報酬改定の基本的考え方や各サービスの報酬・基準の見直しの方向については以上のとおりであり、今回の報酬改定に基づき、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた着実な対応が求められる。その上で、次回の介護報酬改定においては、介護保険制度の持続可能性という視点とともに、質の高い介護サービスの安定的な供給とそれを支える介護人材の確保、医療と介護の連携・機能分担、更なる効果的・効率的なサービス提供を推進するための報酬体系の見直し、報酬体系の簡素化など、介護サービスのあるべき方向性も踏まえた検討を行うとともに、診療報酬との同時改定も見据えた対応が必要であり、例えば以下のような課題が考えられる。

【今後の主な課題】

- 通所リハビリテーションや通所介護、認知症対応型通所介護などの居宅サービスについては、それらの共通の機能とともに、それぞれのサービスに特徴的な機能（例えばリハビリテーション、機能訓練、認知症ケアなど）の明確化等により、一体的・総合的な機能分類や評価体系となるよう引き続き検討する。
- 介護保険制度におけるサービスの質については、統一的な視点で、定期的に、利用者の状態把握を行い、状態の維持・改善を図れたかどうか評価することが必要である。このため、介護支援専門員による利用者のアセスメント様式の統一に向けた検討を進めるとともに、ケアマネジメントに基づき、各サービス提供主体で把握すべきアセスメント項目及びその評価手法等の確立に向けた取組を行う。
- 今後の診療報酬との同時改定を念頭に、特に医療保険との連携が必要な事項については、サービスの適切な実態把握を行い、効果的・効率的なサービス提供の在り方を検討する。
- 介護事業経営実態調査については、これまでの審議における意見（例えば調査対象期間など）も踏まえ、調査の精度を更に高めるため、引き続き調査設計や集計方法を検討する。

出典：厚生労働省「第117回社会保障審議会介護給付費分科会」資料

第117回分科会の開催にあたって、公益社団法人全国老人福祉施設協議会は「意見」を提出しており、このなかで介護職員処遇改善加算について「維持し、発展させていくべき」としています。本来は経過措置ですが、職員の処遇改善は政府の既定方針でしょうから、今回の改定でも維持される

でしょう。ただし、継続するにしても、今後はサービスの質に応じて支払われる形になっていくはず

です。また、東憲太郎委員（公益社団法人全国老人保健施設協会会長）は「今後の課題の一つに、介護職員の専門職化、労働環境の改善の2点を入れていただきたい」と要

望し、田中滋分科会長（慶應義塾大学名誉教授）もこれに同意する反応を見せていました。事業者には、この取り組みの強化も求められることとなります。

厚生労働省から示された「今後の課題」は、介護保険制度が大きく変化していく兆し、大きな変革の第一弾と認識するべきです。